

## 第75回 制度政策委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成20年 9 月 18日 (木) 14:00～

場 所 先物協会会議室

議 題

1. 取引所及び業界団体の再編に向けた検討について
2. インサイダー規制について
3. 取引所の違約処理のあり方について
4. 上場商品のミニ化に係る課題整理
5. その他

以 上

## 受取委託手数料の額と取引所・団体経費の比率

		商品取引所合計	団体合計
平成15年度会費収入実績		10,231百万円	1,514百万円
受取委託手数料収入（平成15年度） 及び当該収入に対する取引所・団体会費の占める割合	349,589百万円	2.93%	0.43%
平成20年度会費収入予算額		6,759百万円	1,557百万円
受取委託手数料収入（推計：平成20年度4-6月期×4） 及び当該収入に対する取引所・団体会費の占める割合	77,952百万円	8.67%	2.00%

## インサイダー規制について —— 取引の公正性確保の観点から ——

商品市場における取引の公正性を対外的に示すためには、市場管理上の決定事項に関する情報の近くにいる会員が、当該情報を公表前に利用して有利に取引を行っているのではないか、という疑念を払拭する必要がある。

### 【論 点】

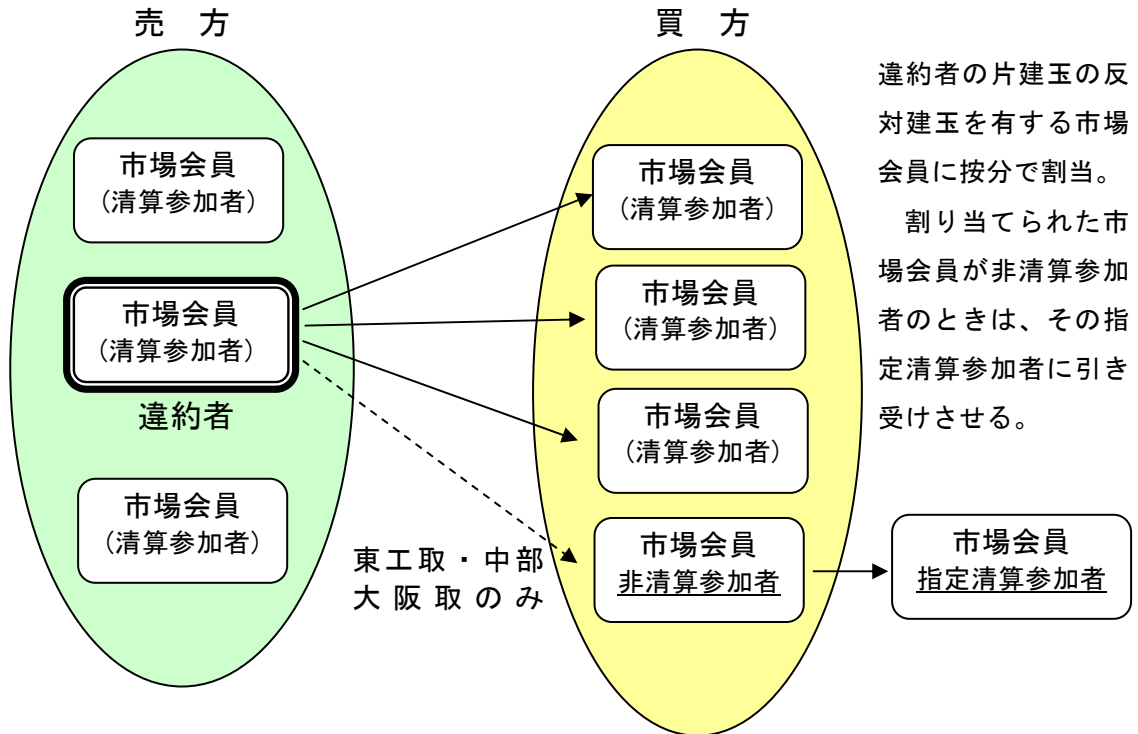
1. 取引所定款に規定されている市場管理委員会委員の守秘義務は徹底されているか。
2. 信義則に背反する不公正な取引が行われていないかのチェックはきちんと機能しているか。
3. 臨時増証拠金の適用等市場管理上の措置がとられることについて、市場会員が予測できるような一定のルール化をすることができないか。
4. 不公正な取引の監視について、市場取引監視委員会は機能しているか。

（参考）取引所定款の関連規定

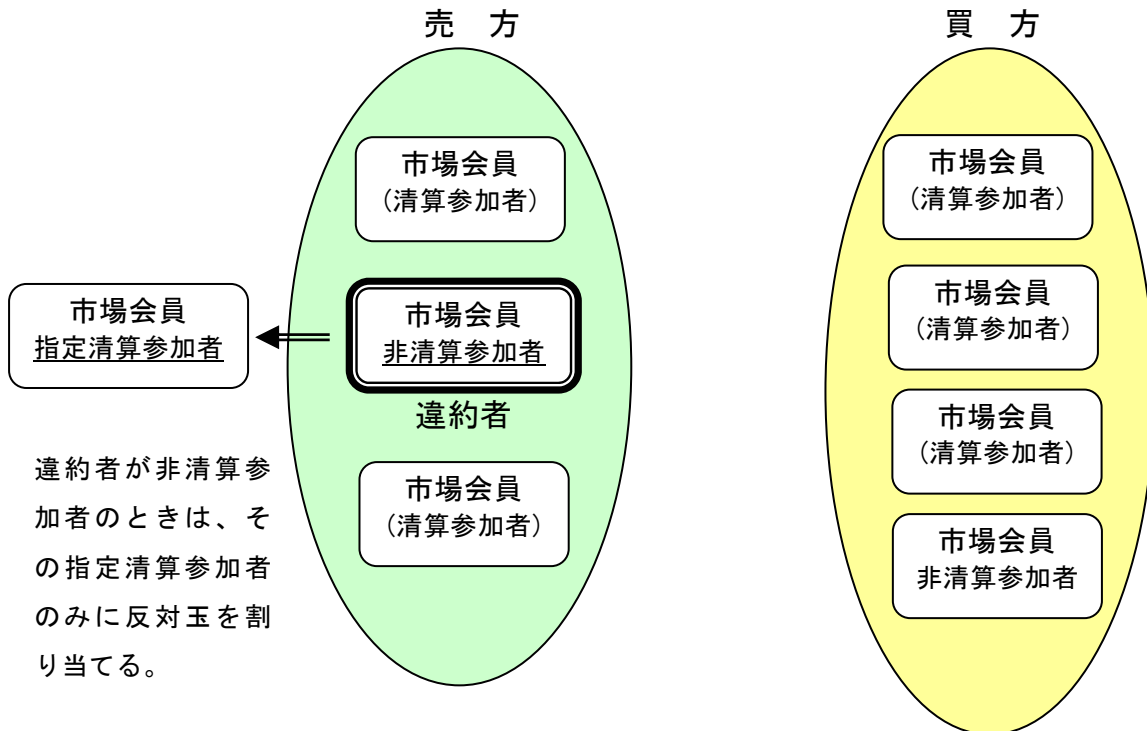
1. 取引所役職員の守秘義務（東穀取定款第87条、東工取定款第86条等）
2. 市場管理委員会委員の守秘義務（東穀取定款第95条7項、東工取定款第102条5項等）
3. 市場取引監視委員会の設置（東穀取定款第108条、東工取定款第110条等）
4. 不公正な取引、定款違反に対する処分：1億円以下の過怠金、6月以内の取引停止、除名（東穀取定款第110条1項10号及び11号、東工取定款第144条1項8号及び9号等）

## 違約中間玉の割当方法 (現行)

### 1. 原則



### 2. 違約者が非清算参加者の場合 (東工取・中部大阪取のみ)



## ミニ化商品について

## 【ミニ商品導入の目的】

- ① 取引単位（倍率）を小さくすることによって証拠金額を引き下げ、投資家が参入しやすくする。
- ② 一般投資家の取引リスクを低減させる。
- ③ 当業者の市場利用ニーズに応える。
- ④ 制限値段幅を拡大し、ストップ値段の頻出を抑制させ、取引の参入・離脱をしやすくする。

## 【ミニ商品比較】

## 1. ミニ商品として新規・別建上場されたもの

取引所・商品名		ミニ商品	(参 考)	ミニ化した理由
関西取・冷凍エビ 14年6月取引開始 (15年11月限まで)	取引単位	54 kg (30倍)	(Non-GMO大豆) 15 トン (15倍)	当業者や一般投資家が参入しやすくするため。
	委託本証拠金額	6,000 円	20,000～30,000 円	
	値幅制限	80～120 円	500～900 円	
	取引所定率会費	7 円	70 円	
同 (15年12月限から)	取引単位	108 kg (60倍)		* 冷凍エビの取引所定率会費は、16年度20円、17年度40円。
	委託本証拠金額	10,000 円		
	値幅制限	60～100 円		
	取引所定率会費	10 円 (*)		
東工取・金ミニ 19年7月取引開始	取引単位	100 グラム (100倍)	(金標準取引) 1kg (1,000倍)	一般投資家の取引リスクを低減させるため。
	委託本証拠金額	18,000 円	135,000 円	
	値幅制限	150 円	150 円	
	取引所定率会費	9 円	39 円	

## 2. 取引単位が変更されたもの（主な商品）

取引所・商品名		変更前	変更後	変更理由
東工取・原油 17年6月 (17年11月限から)	取引単位	100 kℓ (100倍)	50 kℓ (50倍)	取引本証拠金額を見直し、一般投資家等の参入を促すことで更なる流動性向上を図り、当業者のヘッジニーズに応えるため。
	委託本証拠金額	120,000～180,000円	60,000～90,000円	
	値幅制限	800～1,200円	変更なし	
	取引所定率会費	39円	変更なし	
東工取・ガソリン・灯油 17年9月 (18年4月限から)	取引単位	100 kℓ (100倍)	50 kℓ (50倍)	制限値段に到達する頻度が高いことから制限値段を拡大するため。 これに合わせて、取引単位・取引本証拠金額を引下げ。
	委託本証拠金額	120,000～180,000円	105,000～135,000円	
	値幅制限	800～1,200円	1,400～1,800円	
	取引所定率会費	39円	変更なし	
東工取・銀 18年10月 (19年10月限から)	取引単位	60 kg (6,000倍)	30 kg (3,000倍)	取引が低迷し、当業者のヘッジニーズに対応できる市場流動性が確保されていないため。
	委託本証拠金額	162,000円	81,000円	
	値幅制限		変更なし	
	取引所定率会費	39円	変更なし	
東工取・アルミニウム 18年10月 (19年10月限から)	取引単位	10トン (10,000倍)	5トン (5,000倍)	同 上
	委託本証拠金額	120,000円	60,000円	
	値幅制限		変更なし	
	取引所定率会費	39円	変更なし	
中部大阪取・ガソリン・灯油・軽油 18年11月 (19年6月限から)	取引単位	20 kℓ (20倍)	10 kℓ (10倍)	主は、市場利用者のニーズに応えるため。 併せて、制限値段も拡大。
	委託本証拠金額	35,000～45,000円	21,000～27,000円	
	値幅制限	1,100～1,500円	1,200～1,600円	
	取引所定率会費	29円	変更なし	
大阪取・ニッケル 17年11月・ (18年11月限から)	取引単位	1トン (1,000倍)	200 kg (200倍)	市場振興のため。(取引本証拠金額の引下げ、総取引金額を少額にすることによる自己玉リスク値の低減)
	委託本証拠金額	60,000円	15,000円	
	値幅制限	40円	50円	
	取引所定率会費	60円	10円 (18年3月まで)	

取引所・商品名		変更前	変更後	変更理由
関西取・米国産大豆 20年8月 (21年8月限から)	取引単位	20トン(20倍)	10トン(10倍)	市場の活性化及び流動性向上のため
	委託本証拠金額	24,000~36,000円	30,000円	
	値幅制限	800~1,200円	2,000円	
	取引所定率会費	40円	10円	
関西取・粗糖 20年10月 (21年11月限から)	取引単位	50トン(50倍)	10トン(10倍)	同上
	委託本証拠金額	45,000~75,000円		
	値幅制限	600~1,000円		
	取引所定率会費	40円	10円	